

ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により、 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、測定することが義務づけられ ています。

きれいセンターの処理能力は、一炉当たり22t/16hで、時間当たりに換算すると1.38tとなり、処理能力2t/h未満の既存施設に該当します。

■令和元年度の測定結果(煙突排ガス中のダイオキシン類の量)

(単位:ng-TEQ/m3N)

	測定結果		
測 定 日	1号炉	2号炉	平 均
令和元年12月26·27日	0.0037	0.030	0.017

※ 排出濃度の基準(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出量の上限値)

(単位:ng-TEQ/m3N)

施設の種類	処理能力	新設基準	既存施設の基準
廃棄物焼却炉	4t/時間以上	0. 1	1
	2~4t/時間	1	5
	2t/時間未満	5	10

きれいセンターの基準値

■ これまでの測定結果

(単位:ng-TEQ/m3N)

左曲	度 測 定 日	測 定 結 果		
年度		1号炉	2号炉	平 均
7	平成7年3月30・31日	0.48	2.9	1.69
8	平成8年10月29日	1	1.8	1.8
9	平成10年1月29・30日	1.7	1.5	1.6
10	平成10年10月14・15日	4.2	4.3	4.25
11	平成11年11月8・15日	0.9	0.81	0.86
12	平成12年11月30日	0.23	0.027	0.13
13	平成13年11月8•9日	0.45	0.28	0.37
14	平成14年10月11日	0.22	0.28	0.25
15	平成15年11月18・19日	0.27	0.24	0.26
16	平成16年12月17日	0.0056	0.012	0.0088
17	平成17年12月13日	0.056	0.04	0.048
18	平成18年12月15日	0.15	0.17	0.16
19	平成19年12月15日	0.37	0.08	0.22
20	平成20年10月15日	0.029	0.084	0.056
21	平成21年11月13日	0.056	0.044	0.050
22	平成22年12月10日	0.080	0.049	0.064
23	平成23年10月5•6日	0.033	0.062	0.048
24	平成24年10月26日	0.088	0.11	0.099
25	平成25年10月17日	0.047	0.097	0.072
26	平成26年11月21日	0.073	0.054	0.064
27	平成27年11月18日	0.065	0.079	0.072
28	平成28年5月26・27日	0.049	0.082	0.066
29	平成29年5月26日	0.040	0.067	0.054
30	平成30年11月2日	0.0042	0.028	0.016

[※] 測定が義務付けられたのは、平成9年12月からです。

〇 用語の説明

【ダイオキシン類】

「ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ダイオキシン」と「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「ポリ塩化ビフェニール」の総称です。

[TEQ]

ティーイーキューと読みます。毒性等量のことで、ダイオキシン類には異性体があり、毒性を有するものから無いものまで数多く存在するため、それぞれの異性体に係数を乗じた総和で毒性を表しています。最も毒性の強い、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性の強さに換算して表しています。

[ng]

ナノグラムと読み、10億分の1gのことです。1pg(ピコグラム)は、1兆分の1gです。